

(別紙)

## 軽自動車税（種別割）の減免について

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税（種別割）を減免します。

◆申請期限 **令和6年5月24日（金）まで**（※期限後は、受付できません。）

＜減免の対象となる軽自動車＞

その1（障がい者の方が所有する軽自動車）

軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	使用の目的	必要書類	減免台数
<b>障がい者の方に限る</b> (ただし、身体障がい者が年齢18歳未満の場合、知的障がい者又は精神障がい者の場合は生計を一にする者が所有する軽自動車を含む。)	障がい者本人	特に問わない	① 身体障害者手帳、戦傷・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ②車検証 ③運転免許証 ④納税通知書	障がい者1人につき、 <u>1台のみ</u> 。 (普通自動車税減免者は対象外)
	障がい者と生計を一にする者  ◇単身で生活する障がい者を常時介護する者	障がい者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業 の用に供されるもの	上記①～④に加えて、 ●通学のとき・・・通学証明書 ●通院のとき・・・通院証明書 ●通所のとき・・・通所証明書 ●生業のとき・・・所得証明書 ◇障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、併せて常時介護証明書が必要です。	

その2（障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車）

・構造上専ら身体障がい者の利用に供するためのもの

(車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているもの又は写真等で身体障がい者用構造と確認ができるもの)

障がい者等の利用のみに供されるもの (8ナンバー・その他)	◆必要書類 ①車検証（車検証「形状欄」に記載がない場合は、福祉車両であることがわかる契約書または資料など） ②写真（ナンバープレート部分及び身障者用構造部分、車両全体の写真）※ただし、車検証の「車体の形状」欄に『車いす移動車』、『身体障がい者輸送車』、『患者輸送車』、『入浴車』の記載がある場合は不要です。
----------------------------------	---

※この文書は、前年度に軽自動車税について減免を受けられた方へ送付しています。前年度と障がい等級が変わった、運転者が変わった場合などは裏面にて減免に該当しているか確認をお願いします。

(裏面)

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳による区分

障がい名	区分	身体障害者福祉法	恩給法(戦傷病者手帳)		
		別表第5号	別表第1号表の2	同第1号表の3	
視覚障がい	本人が運転する場合	1級～4級	特項及び1項～4項		
	家族等 "	1級～4級	特項及び1項～4項		
聴覚障がい	本人 "	2級及び3級	特項及び1項～4項		
	家族等 "	2級及び3級	特項及び1項～4項		
平衡機能障がい	本人 "	3級	特項及び1項～4項		
	家族等 "	3級	特項及び1項～4項		
音声機能障がい	本人 "	3級	特項及び1項～2項		
	家族等 "	—	—		
上肢不自由	本人 "	1級及び2級※	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び2級※	特項及び1項～3項		
下肢不自由	本人 "	1級～6級	特項及び1項～6項	1款～3款	
	家族等 "	1級～3級	特項及び1項～3項		
体幹不自由	本人 "	1級～3級及び5級	特項及び1項～6項	1款～3款	
	家族等 "	1級～3級	特項及び1項～4項		
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障がい	上肢機能	本人 "	特項及び1項～4項		
		家族等 "	1級及び2級		
	移動機能	本人 "	1級～6級		
		家族等 "	1級～3級		
心臓機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
じん臓機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
呼吸器機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
ぼうこう機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
直腸機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
小腸機能障がい	本人 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級及び3級	特項及び1項～3項		
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障がい	本人 "	1級～3級			
	家族等 "	1級～3級			
肝臓機能障がい	本人 "	1級～3級	特項及び1項～3項		
	家族等 "	1級～3級	特項及び1項～3項		

※上肢不自由2級は、両上肢の機能の著しい障がい又は両上肢のすべての指を欠く者のみ

・療育手帳による区分 減免の対象になる範囲・・・A1、A2

・精神障害者保健福祉手帳による区分 減免の対象になる範囲・・・1級